

介護サービス事業者における事故発生時の報告に関する取扱要領

1. 趣旨

この要領は、大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第12号)、大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第13号)、大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第19号)、大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第14号)、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する等を定める条例(平成25年条例第15号)、大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)、大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)、大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第18号)、大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第53号)、大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第54号)の規定に基づき事故が発生した場合における大津市(以下「市」という。)への事故報告(以下「報告」という。)の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2. 報告の範囲

- (1) 介護サービス利用者に対する介護サービス提供により発生した事故のうち心身に医療受診が必要となった事故(医療機関受診、施設内処置を問わず)、又は、死亡や重症等の入院加療を必要とする事故。
- (2) 利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生し、又は発生する恐れのある事故。(事業者の過失の有無は問わない)
- (3) 病気等により死亡した場合であっても死因等に疑義が生じる可能性があるとき又は、家族等とトラブルになる恐れがあるとき。
- (4) 食中毒又は感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故。
- (5) 従業員の法令違反、不祥事等。
- (6) その他特に報告が必要と認められる事故。

3. 報告の対象

報告は、原則として、事故に関する利用者が市の被保険者である場合、若しくは施設又は事業所が市内に所在する場合とする。

4. 報告の項目

- (1) 事故状況(事故状況の程度、死亡に至った場合は死亡年月日)
- (2) 事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、サービス種別、所在地)
- (3) 対象者(氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況)

- (4) 事故の概要(発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況・事故内容の詳細)
- (5) 事故発生時の対応(発生時の対応、受診方法、受診先、診断名、診断内容、検査・処置等の概要)
- (6) 事故発生後の状況(利用者の状況、家族等への報告、連絡した関係機関、追加対応予定)
- (7) 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析)
- (8) 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)
- (9) その他(特記すべき事項)

5. 報告の手順

- (1) 事業者は、事故が発生したときは速やかに事故報告書により、市へ報告するものとする。(第1報は、少なくとも上記項目の1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後5日以内を目安に提出するものとする。)
- (2) 報告後に利用者の容態が急変するなど、状況に変化が生じた場合や事故の処理が長期化するようなケースにあっては、必要に応じて随時追加報告をするものとする。

6. 事故対応

- (1) 市は、事業者からの事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに、事業者に対し、事故対応等につき状況に応じて必要な調整・助言を行うものとする。
- (2) 市は、必要に応じ、事故の内容について滋賀県国民健康保険団体連合会等に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。